

別紙2 リスク分担表(案)

リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者			
			府	事業者		
府提供情報リスク	1	入札説明書等の記載内容の誤り及び内容変更に関するもの	○	—		
	契約リスク	2	府議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	△ ※1	△ ※1	
		3	上記以外の府の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	○	—	
		4	事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	—	○	
共通	法令変更リスク	5	本事業に直接関連する法令の変更、新たな規制立法の成立	○	—	
		6	上記以外の法令の変更	—	○	
	税制変更リスク	7	消費税の範囲及び税率の変更に関するもの	○	—	
		8	建物所有に関する税制の新設及び変更に関するもの(建替住宅の府への所有権移転前)	—	○	
		9	事業に直接的影響を及ぼす税制の新設及び変更に関するもの	○	—	
		10	上記以外の税制の変更	—	○	
	許認可リスク	11	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合	—	○	
		12	事業管理者として府が取得すべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合	○	—	
	政策変更リスク	13	政策変更(事業の取りやめ、その他)等による事業への影響	○	—	
	社会リスク	住民対応リスク	14	施設の設置自体に関する近隣住民の反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	—
			15	上記以外の近隣住民の反対運動、訴訟、要望、苦情などへの対応	—	○
		環境問題リスク	16	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気、電波障害等)に関する対応	—	○
				第三者賠償リスク	17	事業者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償
18	府の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	○	—			
終了手続きリスク	19	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等	—	○		
不可抗力リスク	20	府及び事業者のいずれの責にも帰すことができず、また計画段階において想定し得ない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による施設の損害によるもの	○ ※2	△ ※2		

リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者	
			府	事業者
債務不履行リスク	21	府の債務不履行による中断・中止	○	—
	22	事業者の債務不履行による中断・中止	—	○
経済リスク	23	施設整備に必要な資金の確保（事業者負担分）	—	○
	24	金利の変動	—	○
	25	物価変動によるコストの変動	△ ※3	○ ※3
用地リスク	26	事業用地の確保の遅延、若しくは、確保できなかったことによる計画変更及び工期延長等	○	—
		建設に係る仮設、資材置場の確保に関するもの	—	○
	28	計画地の土壌汚染、地中障害物などによる計画変更及び工期延長、追加費用等	○ ※4	△ ※4
	29	府が実施した測量・調査に不備があった場合	○	—
30		事業者が実施した測量・調査に不備があった場合	—	○
計画リスク	31	事業者の提案内容、判断の不備若しくは、事業者による開発の影響によるもの	—	○
	32	府の提示条件・指示の不備、要望による設計・施工条件の変更によるもの	○	△ ※5
工事リスク	33	府の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	—
		事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加	—	○
	35	府の責めに帰すべき事由により、契約期日までに工事・手続きが完了しない場合	○	—
		36	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに工事・手続きが完了しない場合	—
37	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合	—	○	
38	施設完成後の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合	—	○	
39	府から事業者へのサービス対価の支払い遅延、支払い不能があった場合	○	—	
40	施設の瑕疵が発見された場合及び瑕疵により施設の損傷等が発生した場合	—	○ ※6	
入居者移転支援	41	事業者の業務に関するもの	—	○
		上記以外のもの	○	—
	43	事業者の管理する個人情報に関するもの	—	○
		44	上記以外のもの	○

リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者	
			府	事業者
要求性能未達 リスク	45	事業者が行う入居者移転支援業務が要求水準に達していない場合	—	○
期間変更リスク	46	入居者の事由による業務期間の変更、事業終了の遅延	○	—
	47	府の指示及び府の責めに帰すべき事由による業務期間の変更、事業終了の遅延	○	—
	48	事業者の事由による業務期間の変更、事業終了の遅延	—	○
費用増大リスク	49	入居者の事由による入居者移転支援業務に要する費用の増大	○	—
	50	府の指示及び府の責めに帰すべき事由による入居者移転支援業務に要する費用の増大	○	—
	51	事業者の事由による入居者移転支援業務に要する費用の増大	—	○

注) ○：リスクの負担者又は、主たるリスクの負担者    △：従たるリスクの負担者

- (※1) 府議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合、それまでにかかった府、事業者（落札者）の費用は、それぞれの負担とする。ただし、事業者の構成企業から業務を受託する者が、入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠いたことにより、府議会の議決が得られなかった場合、府、事業者（落札者）の費用は、事業者の負担とする。
- (※2) 不可抗力事由により、府に追加費用その他損害が発生した場合、府は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し府又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては府の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。
- (※3) 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合、一定調整する。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示する。
- (※4) 事業者が施設建設のために必要な地質調査等の事前調査を行った結果、土地の瑕疵が発見された場合、府は、当該瑕疵の除去修復に起因して事業者が発生した合理的な追加費用を負担する。ただし、事業者による事前調査の不備、誤謬があり、かつ、そのために土地の瑕疵を発見することができなかつた場合、上記の費用は事業者が負担するものとする。
- (※5) 府の提示資料等と現場に相違がある場合は、事業者は府に相違内容を通知し、必要な協議を行ったうえで、原則として現場の状況に応じて施工するものとし、この場合において、事業者による調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに追加費用が生じた場合、及び、損害が発生した場合には事業者の責任とし、それ以外の場合には府が合理的な範囲で追加費用を負担する。
- (※6) 施設の瑕疵及び瑕疵による損害については、瑕疵担保期間内に明らかになったものについては事業者の責任と費用負担で補修又は損害の賠償をするものとする。瑕疵担保期間は完成引渡（完工確認通知）後躯体 10 年、設備 2 年を基本として、詳細は事業契約書（案）において提示する。